

川崎市幸区公告 第25号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年5月20日

川崎市幸区長 山口 美穂

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和7年度	介護 保険料	第9期	令和8年6月2日	計1件
令和7年度	介護 保険料	第10期	令和8年6月2日	計1件
令和7年度	介護 保険料	第11期	令和8年6月2日	計1件
令和7年度	介護 保険料	第12期	令和8年6月2日	計1件

(別紙省略)